

不祥事根絶に向けた教育委員会のメッセージ

～学校における体罰の根絶に向けて～

『運動部活動の指導者の皆様へ』

皆様におかれましては、日頃から教科指導や生徒指導等、校務多忙の中、運動部活動の指導に御尽力いただき、感謝申し上げます。

運動部活動は、学校教育の一環としてスポーツに興味と関心を持つ同好の生徒の自主的、自発的な参加により、顧問の教員をはじめとした関係者の指導の下に行われるものであり、生徒の心身にわたる成長と豊かな学校生活の実現に大きな役割を果たし、様々な成果をもたらしています。

しかしながら、わずかではあります但未だ生徒や保護者から体罰や暴言に関する相談が教育委員会に寄せられます。言うまでもなく、部活動指導の過程において、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろんのこと、懲戒として体罰は禁止されております。

また、指導に当たり、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為についても許されておりません。体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすこととなります。

校長、指導者その他の学校関係者は、運動部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰を絶対に許さない職場風土の醸成に、今まで以上に努めなければなりません。

体罰による指導は、どんな理由があれ、決してあってはならないことを、再度徹底していただくようお願いいたします。

北林 栄峰 課長（千葉県教育庁教育振興部体育課）



※生徒のやる気を引き出す部活動指導の在り方について研修を重ねていきましょう。

部活動の教育的意義

児童生徒の人格形成

- ・充実した学校生活
- ・豊かな人間関係
- ・個性・能力の伸長
- ・健康・体力の向上 etc

暴力で人は育たない!

体罰根絶宣言

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神の涵養などのために行われるものであり、世界共通の人類の文化であります。

子どもたちにとって、体育・スポーツは、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動です。

その過程において、体罰によって指導することは、決してあってはならないことです。

体罰は、法律で禁止されており、人権尊重の精神に反するとともに、子どもたちに力による解決への志向を助長するだけです。

私たちは、力を結集して、千葉県から体罰の根絶を宣言します。

「私たちは、体罰をしません。」

「私たちは、体罰をさせません。」

「私たちは、体罰を見過ごしません。」

平成25年3月12日

千葉県教育委員会 会長
千葉県高等学校体育連盟
(一財)千葉県高等学校野球連盟
千葉県小中学校体育連盟
千葉県特別支援学校体育連盟
(公財)千葉県体育協会

中学校学習指導要領
解説 総則編
13 部活動の意義
と留意点等

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

体罰は犯罪です。

平成29年9月
千葉県教育委員会

体罰に教育効果なし。